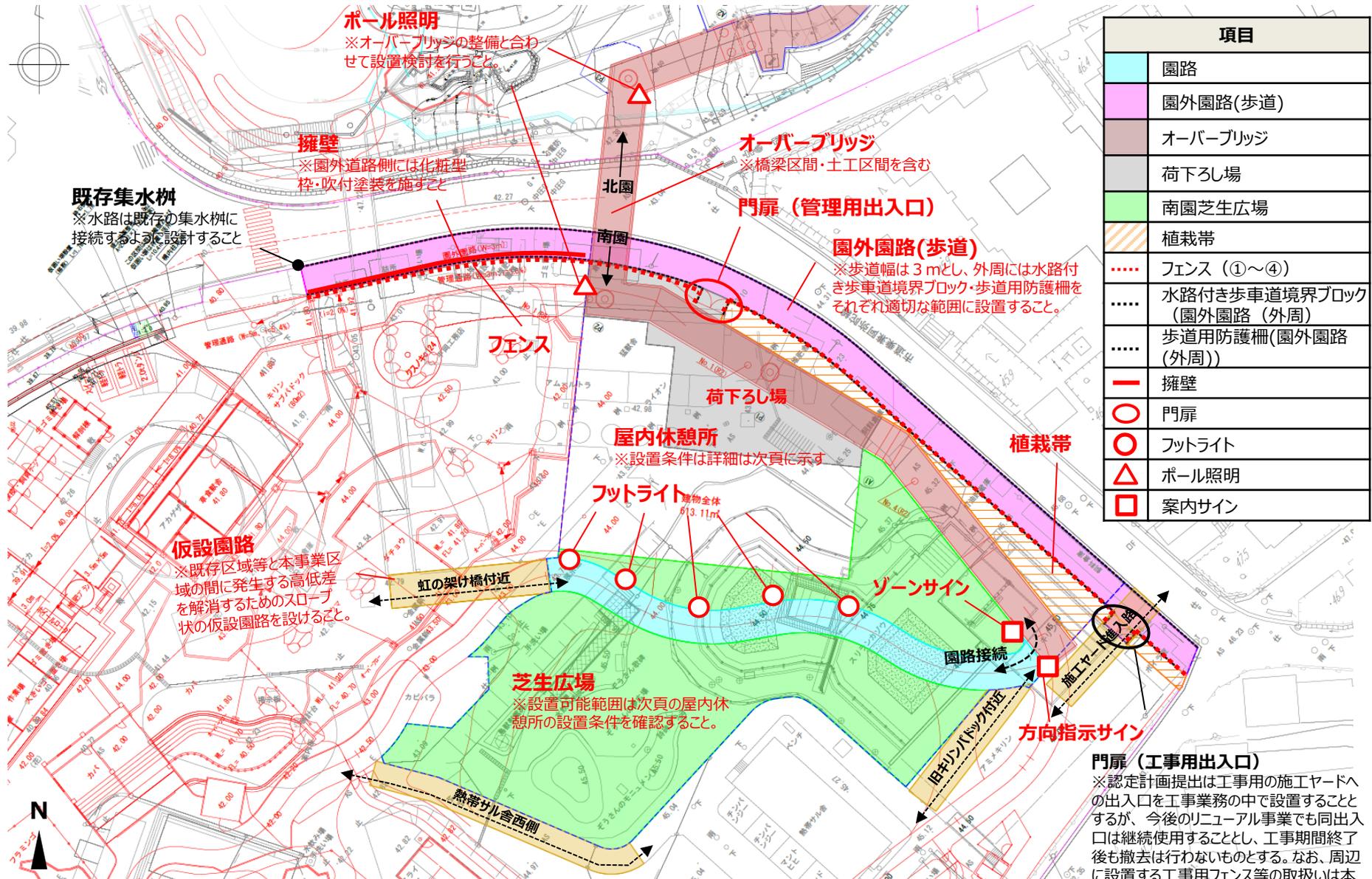


# 別添資料6「特定公園施設の整備イメージ図」 ※南園側



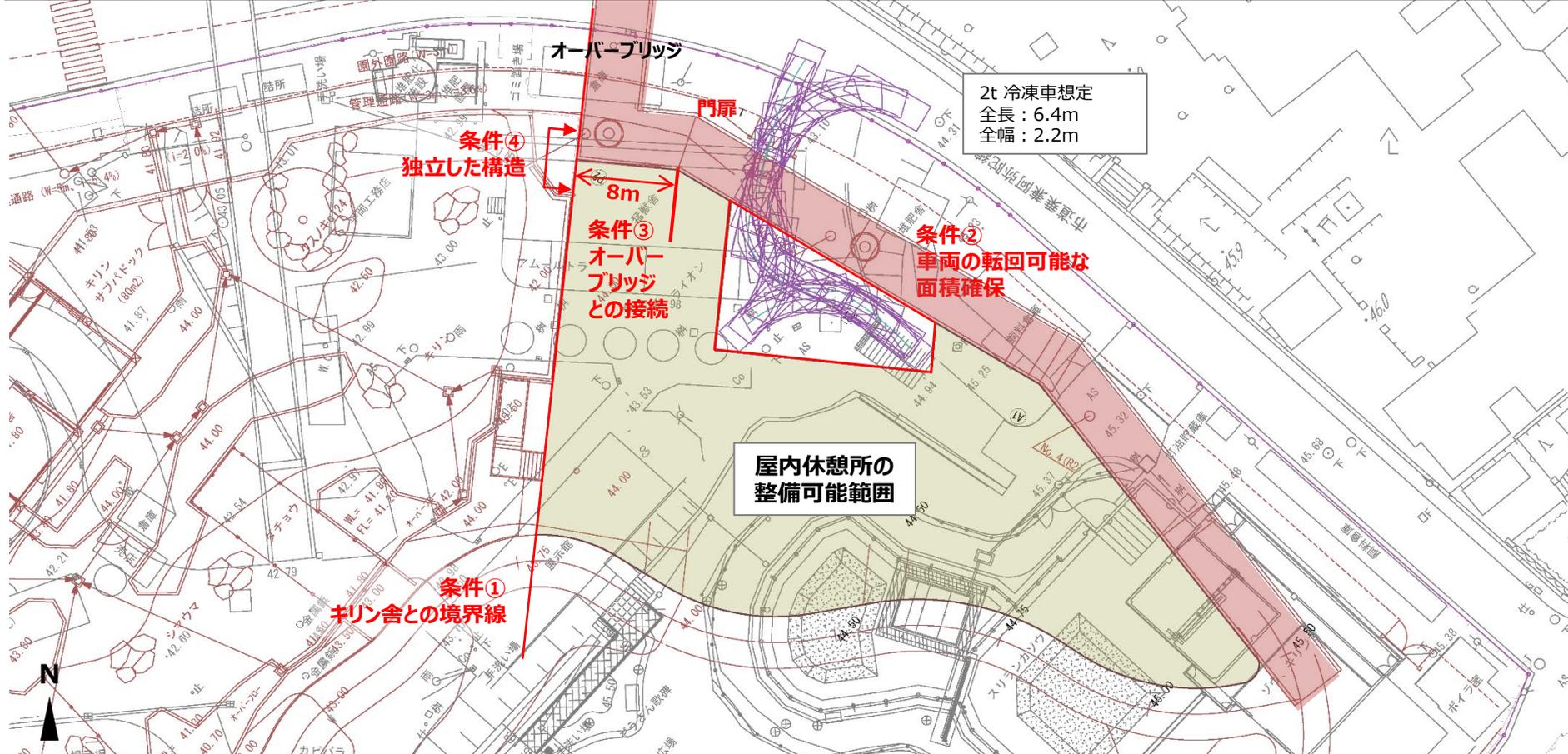
※計画平面図(赤線)は基本計画時点の整備計画であり、本事業の整備内容と必ずしも一致する必要はない。

各施設の整備条件等はあくまでイメージとし、現状の施設状況や本事業の設計・工事状況等に応じて市と協議の上で、適切に整備するものとする。

# 別添資料6「特定公園施設の整備イメージ図」 ※屋内休憩所

## 【屋内休憩所の配置条件】

項目	条件
建築可能範囲の設定	① 屋内休憩所西側の境界（キリン舎との境界）は、オーバーブリッジからの延長線上とすること。 ② 屋内休憩所北側の境界は、門扉から進入した車両が転回可能な荷卸し等のスペースを確保すること。（建築可能範囲の図では、冷凍車2t相当の車両が転回できることを想定している。）
オーバーブリッジとの接続	③ 屋内休憩所の屋上とオーバーブリッジが動線的に接続する設計とすること。屋内休憩所とオーバーブリッジの接続のLEVEL区間は8mとすること。 ④ オーバーブリッジと屋内休憩所はそれぞれ独立した構造物となるよう、屋内休憩所を配置すること。



※計画平面図(茶色線)は基本計画時点の整備計画であり、本事業の整備内容と必ずしも一致する必要はない。